

令和元年度 第2回市民参加推進評価委員会会議 議事録

日 時 令和元年11月8日(金)
13時30分から13時56分まで
場 所 四街道市役所5階第1会議室

出席委員：6名(石川委員長、日野委員、椎名委員、飯村委員、藤原委員、安井委員)

欠席委員：2名(増田委員、神委員)

職 員：岩林課長、齋藤係長、岸田、橋本、石田

○配布資料の確認

○開会

○あいさつ

○議題1 令和元年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価
事務局(岸田)：【資料No.1 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

石川委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

石川委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局(岸田)：【資料No.2 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

石川委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

石川委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局(岸田)：【資料No.3 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

石川委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

石川委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.4 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

石川委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

石川委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.5 四街道市子どもプランの一部見直し】の概要説明

石川委員長：主食費・副食費の徴収はこれと一緒にではないのですか。

事務局（岸田）：主食費・副食費の徴収をするにあたって、そのことを計画に定めたものです。

石川委員長：そうすると市税の賦課徴収その他金銭の徴収にかかるもの、つまり5号にも該当すると思います。

事務局（岸田）：計画の場合も金銭の徴収等の内容を含む場合は5号に該当するということでしょうか。

石川委員長：計画でも主食・副食費のように徴収の内容を定めるということは、今までかかっていた費用の負担が発生するわけですから、それを計画で定めていれば5号に該当するはずですが。徴収のことが定められているかどうか、もう一度内容の確認をお願いします。

事務局（岸田）：わかりました。

石川委員長：何か他にご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

安井委員：シート上は計画の決定から実施までの日程の期間が短いような流れになっていますが、余裕はあまりなかったのでしょうか。

石川委員長：急なものでしたので、十分な余裕はなかったと思います。

手続は適切ですが、計画の内容を改めて確認していただいて、主食費、副食費の内容が定められていなければ第2項第5号該当でチェックしていただくということによろしいでしょうか。

>異議なし

石川委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

○議題2 令和元年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

事務局（岸田）：【資料No.6 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

石川委員長：以前から連携施設の確保は規定に定められていると思うのですが、何が追加されたのでしょうか。

事務局（岸田）：厚生労働省令を受けて定めていた市の条例に昨年追加された規定（連携保育施設の確保義務の免除規定）と同様の内容が内閣府令を受けて定めていた市の条例（今回の案件）の方にも追加された形になります。

石川委員長：意見提出手続は行ったのですよね。

事務局（岸田）：行いました。

安井委員：何か反応はあったのでしょうか。

事務局（岸田）：特になかったようです。

石川委員長：わかりました。適切であるということによろしいでしょうか。

>異議なし

石川委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.7 四街道市障害福祉サービス等支給決定基準の制定】の概要説明

石川委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

安井委員：意見提出手続が令和2年1月になっており、行政活動の実施予定時期が同年4月になっていますが、滞りなく実施できるようなスケジュールなのでしょうか。

事務局（岸田）：1月中に意見提出手続を行い2月に市の考え方を示した後、3月に公表を行い、4月から施行予定とのことです。

安井委員：わかりました。

石川委員長：他にご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

石川委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.8 四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例及び四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

石川委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

石川委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.9 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

石川委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

石川委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

○その他

石川委員長：以上で全ての案件について審議は終わりましたが、その他なにかありますでしょうか。

事務局（岸田）：事務局からは特にありません。

石川委員長：わかりました。それでは本日の議事については終了いたしました。事務局へお返しいたします。

○閉会

事務局（岩林課長）：それでは本日の市民参加推進評価委員会を終了したいと思います。

>ありがとうございました。